

LIBRA

2021年12月号

〈特集〉

理想の被告人質問を採求する

座談会

今、被告人質問を考える

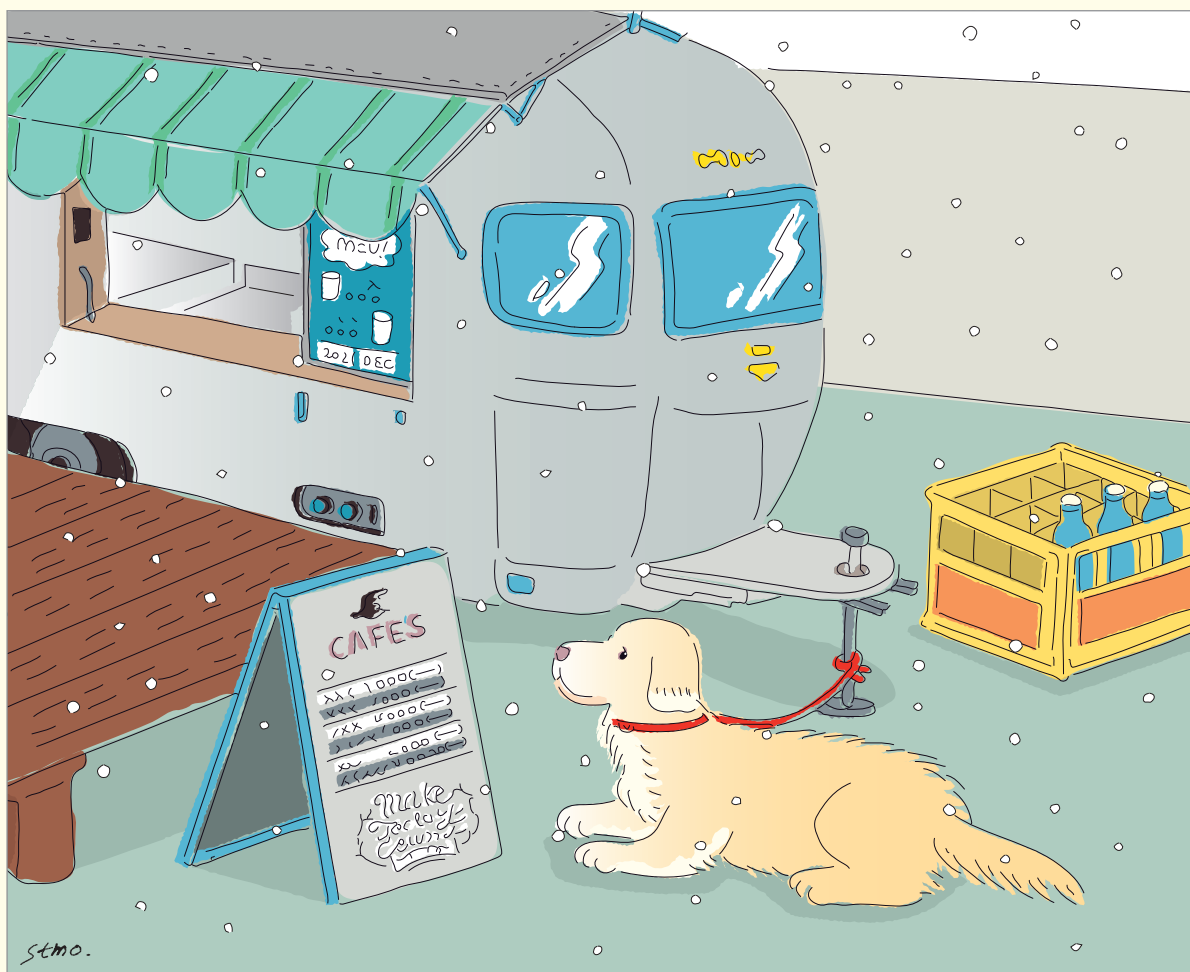
東京地方裁判所 鈴木巧裁判官 東京地方検察庁 望月栄里子検察官 村井宏彰弁護士

〈インタビュー〉

日本テレビプロデューサー 矢野 尚子さん

〈新連載〉

シリーズ・民事訴訟記録を永久保存に!



リブラギャラリー

SENDAI 光のページェント



杜の都・仙台の冬の風物詩「SENDAI 光のページェント」。
毎年たくさんの観光客が訪れるイルミネーションは、光に包まれながら
ケヤキ並木を歩くのが醍醐味なのですが、昨年はコロナウイルス感染症
の影響で通行禁止に。少し寂しいページェントと月が印象的な日でした。
今年はページェントのもとで多くの人の笑顔が見れたらいいと思います。

会員 菅原 草子 (71 期)

特集

02 理想の被告人質問を探求する

- 座談会「今、被告人質問を考える」
東京地方裁判所 鈴木巧裁判官 東京地方検察庁 望月米里子検察官 村井宏彰弁護士
- 「被告人質問先行」はなぜ普及しないか―座談会の感想も含めて―
前田 領 村井宏彰 赤木竜太郎

インタビュー

14 日本テレビプロデューサー 矢野尚子さん

新連載

- 25 シリーズ・民事訴訟記録を永久保存に！
第1回 秋田県警国賠訴訟 清水 勉

連載等

- 18 常議員会報告（2021年度 第6回／第2回臨時）
- 20 理事者室から：新しい仲間を迎え入れるために 堂野達之
- 21 ピックアップ：「広報実務者会議」企画のご報告 伊藤敬史
- 23 若手会員支援ニュース
第3回 若手会員を対象としたOJT法律相談、
即時・早期独立会員向けのチューター制度のご案内 廣瀬健一郎
- 24 人権問題最前線
第5回 報道と人権 SNSと人権 大西啓文
- 26 東弁今昔物語～150周年を目指して～
第2回 古代日本から明治維新まで… 田中みどり
- 27 新型コロナウイルスのもとで Part2～こんな工夫・取り組みをしてきました（会務編）～
vol.4 WITHコロナの法教育活動 櫻庭知宏
- 28 憲法判例ができるまで～判決文に書かれない弁護士の努力と工夫～
第2回 ジェンダー平等な職場を
芝信用金庫男女差別是正裁判で課長職になった女性たち 今野久子
- 30 近時の労働判例
第100回 東京高判令和元年12月24日
（社会福祉法人恩賜財団母子愛育会事件） 高橋和磨
- 32 わたしの修習時代：司法修習生時代の思い出 39期 菅野庄一
- 33 73期リレーエッセイ：インハウスになってみて 皆川 芳
- 34 お薦めの一冊：『JUSTICE 中国人戦後補償裁判の記録』 桑原育朗
- 35 コーヒーブレイク：コロナ禍の出産、育児の体験談 玉扶持 博
- 40 インフォメーション

2021年 LIBRA 特集一覧

1・2月号	LGBT 第2弾 ―近時の動向を裁判例から読み解く―
3月号	弁護士業務の落とし穴 ―非弁提携・アウトソーシングの見分け方・行き過ぎた弁護など―
4月号	記録を救おう！ ―歴史的記録としての民事訴訟記録の保存―
5月号	いじめ問題 ―「子どもの最善の利益」のために―
6月号	すっきり早わかり 令和元年改正会社法 ―令和3年3月1日（原則）施行―
7・8月号	SNS等のネット誹謗中傷問題 ―プロバイダ責任制限法の改正経緯とポイント―
9月号	他士業に学ぶ ―弁護士が見落としがちな実務のポイント―
10月号	東京簡裁書記官に訊く ―民事訴訟手続を中心に―
11月号	東京地裁書記官に訊く ―交通部編（2021年版）―
12月号	理想の被告人質問を探求する

理想の被告人質問を 探求する

弁護人は多くの場合、自らの尋問の良し悪しについて、第三者から評価される機会がありません。また、弁護人が考える被告人質問の在り方と裁判官・検察官が考える被告人質問の在り方に乖離がある可能性もあります。

今回は、刑事弁護委員会の皆さまに、「被告人質問」をテーマに裁判官、検察官、弁護士という法曹三者の座談会を企画していただき、裁判所、検察庁で協力のもと、各々の立場で考える、真に効果的で「分かりやすい」被告人質問とは何かを語っていただきました。

被告人質問についての裁判官の受け止め方や被告人質問先行についての検察官の考えなど、弁護人の立場からはなかなか知り得ないお話が盛りだくさんです。弁護人として実践できる具体的なポイントや被告人質問先行がもたらす効果についても理解を深めることができる大変充実した内容となっております。

理想の被告人質問とは何か。会員の皆さまが改めて考える機会となりましたら幸いです。

LIBRA 編集会議 濱島 幸子

CONTENTS

- 座談会「今、被告人質問を考える」 2 頁
はじめに
被告人質問の目的と受け止め方
理解される被告人質問とは一最低限必要とされる技法
共感される被告人質問の在り方
被告人質問先行型審理の現状と課題
おわりに
- 「被告人質問先行」はなぜ普及しないか―座談会の感想も含めて― 12 頁

座談会「今、被告人質問を考える」

実施日

2021 年 8 月 6 日

出席者

東京地方裁判所刑事部裁判官

東京地方検察庁公判部検察官

刑事弁護委員会委員

刑事弁護委員会広報・研修部会部会長

鈴木 巧 氏

望月 栄里子 氏

村井 宏彰 (61期)

赤木 竜太郎 (67期) 司会

はじめに

司会：本日はお忙しいところありがとうございます。
本日は裁判員裁判対象事件の被告人質問について、
弁護人はどのようなことを念頭に置くべきか、特に
我々弁護人が普段正しいと思ってやっている被告人
質問は、現場の裁判官や検察官に通用しているのか、
との問題意識の下でお話を伺えればと思います。

本題に入る前に、簡単に自己紹介をお願いします。
特に裁判員裁判との関わりについて教えていただけ
ますと幸いです。

鈴木裁判官：東京地裁刑事第18部で部総括をしてお
ります。私が裁判員裁判を担当したのは平成26年
からで、最初は右陪席として関与していました。平
成27年11月から裁判長として関わるようになりました。
裁判員裁判を担当しているのは通算で5年ぐ
らいでしょうか。

望月検察官：私は裁判員制度が始まった平成21年当
時、公判部にいたんですけれども、この当時、東京
では特判部という部が裁判員裁判に専従しておりま
したので、そこに補助的に関わるという形が入って
おります。自分で裁判員裁判対象事件を集中的に
担当したのが平成24年、千葉地検でした、このとき
には1年間で常に約20件抱えておりました。裁判員
裁判というものを本当に自分でも学び、かつ非常に
集中して勉強した時期でした。

その後、平成30年以降は決裁官という立場で、
検察官が裁判員裁判にどのような姿勢で臨んでいく
のがいいのかを考えながら、指導・助言する側として
関与しております。

村井弁護士：私は61期です。裁判員裁判が始まった
のが弁護士登録1年目でした。ずっと法テラスの常
勤弁護士をしており、各地を転勤してきました。最

初の1年は横浜、その後、千葉、岐阜と転勤し、現
在は立川支部におります。法テラス常勤弁護士の中
では刑事弁護を多くやっている方だと言われており
ます。そうはいっても、たぶん裁判員裁判は30件
ぐらいしかないので、鈴木裁判官や望月検察官ほど
の経験はないと思っています。

被告人質問の目的と受け止め方

司会：それではご紹介もいただきましたので、早速本題
に入りたいと思います。やや大上段からの質問です
が、被告人質問の目的について、どのように整理さ
れているか、伺いたいと思います。弁護人の立場か
らはいかがでしょうか。

村井弁護士：目的はいくつかありますけれども、1番
大きなものは我々の依頼者の主張を正しく伝えると
いうこと。問題はその伝え方でして、否認事件であ
っても量刑事件であっても、判断のポイントとなる
事項に関する被告人・弁護人の主張を正しく、過
不足なく伝える、それが1番の大きな目的だと思っ
ています。

2番目としては、被告人の人となりをやはり分か
ってもらわないといけない。公判の被告人質問まで
の段階では、検察官、弁護人も含めて、被告人以
外の人たちが主に話してきたわけですが、被告
人本人はどうなんだって、とても重要だと思うん
ですよ。人となりも含めて、どうしてこの事件を
起こしたんだとか、何があったのか、事件の中身
に限らず、人となりを伝えるというのも、被告人質問
の重要な目的だと思います。

司会：裁判官の立場からはどのように理解されていま
すか。

鈴木裁判官：否認事件であれば、やはり被告人の言



左から
赤木会員(司会)
望月検察官
鈴木裁判官
村井会員

い分を聞いてみようというスタンスで臨んでいると思います。もちろん被告人が話すことは証拠になりますので、証拠を得るという面もありますが、否認事件であればどちらかというと被告人の言い分はどういうものか、それを聞くという、そちらに軸足を置いているのではないかと思います。被告人の人となりみたいなのところも、個人的には重要だと思っています。そこも含めて被告人の話を聞きたいと思っています。

裁判官の感覚としては、最初に冒頭陳述で検察官、弁護人の主張を聞いています。冒頭陳述のあとは、検察官の立証が続きますので、審理の終盤になっていよいよ弁護人が主張していたストーリーを直接被告人本人から聞ける、聞いてみたいというふうに感じているのではないかと思います。

司会：次に伺いたいのは、私が個人的に気になっている点です。証人尋問、弁護側証人もそうですけど、証人尋問と被告人質問との間で、裁判所の信用性判断の在り方に実質的な違いはあるかということです。例えば先ほど鈴木裁判官がおっしゃったように、被告人質問は、当事者の主張や言い分という側面があります。また順序も多くの場合は証人尋問が先に行われます。裁判所の暫定的な心証が形成された状態になり、その後で被告人質問が行われるわけです。こういった違いは、信用性判断の在り方に実質上影響しうるのか否か。するとして、我々は何を考えればいいのかという点を伺いたいのですが。

鈴木裁判官：裁判官は立証責任も意識していますし、被告人の法的な地位も意識しています。事実認定との関係で用いられ方が違う面はありますが、広い意味での信用性判断は変わらないと思います。

裁判官の受け止め方ですが、信用性の判断につい

て、証人と被告人とで何か違うということはないように感じます。裁判員は検察官による立証を見た後に、証人尋問を聞いていますけれども、被告人質問を聞くに当たっても、まっさらというか、ニュートラルな感じで聞いていると思います。

ただ裁判員もやはり気にするのは、そこまで出てきていた客観的な証拠と整合しているかどうかという点です。裁判員は、証拠調べで出てきていたところは細かいところも含めてよく見ている。なので、事案の全体像の中で被告人が言っていることがどうかとか、証拠と矛盾してないかどうか、そこはよく見ていると思います。

司会：客観的な証拠と被告人の話がずれていた場合には、これまで築いた心証と明らかに違うことを言っているんじゃないかと、そう受け取るわけですね。

鈴木裁判官：そういうことです。

司会：客観的な証拠ではなく証言についてはいかがでしょう。例えば証人尋問で被害者が非常に迫真性のある証言をした、具体的であって、まあ、うそを言っていないよねという雰囲気になったとします。その場合、その後に被告人が証人と違う内容を話したとして、裁判員や裁判官は両者の話をフラットに見ているのかが気になります。

鈴木裁判官：裁判員を見ての印象ですが、証人の話を聞いたときに形成される心証というのはあると思うんですけど、では、被告人の話を聞くときにそれまでの心証を前提に聞いているかということ、必ずしもそうではないような感じがしています。証人の話は証人の話、被告人の話は被告人の話と割り切って聞いている。証人の話を聞いてある程度の心証みたいなものはあると思いますが、何かバイアスを持って被告人質問を聞いているという感じではないように思います。

理解される被告人質問とは —— 最低限必要とされる技法

司会：被告人質問が本当にうまくいった場合はどうなるか、理想の被告人質問とはどんなものでしょう。

村井弁護士：本当にうまくいけば、補充質問がされません。あくまで補充質問を、当事者が聞き漏らしたところに関して、文字通り、補充して聞いていただくものと位置付けた場合ですけれども。当事者が過不足なく聞いておれば補充の必要はないだろうというのが、理想型の1つなのではないかと思います。

司会：裁判官が聞きたいようなことは、もうすでに弁護人が代弁して聞いているということですね。裁判官からみるといかがですか。

鈴木裁判官：確かに、補充質問はないに越したことはないですね。

被告人が話したいことと、裁判官、裁判員が知りたいと思っていることは、必ずしもイコールではないことがあって、我々は冒頭陳述とかを聞いて、この点について知りたいという意識で証拠を見ています。いよいよ被告人の話を聞くというときに、知りたいと思うところについて過不足なく語ってもらえるというのが、理想ではないかと思います。

司会：次に、検察官の立場から、聞いていて分かりにくい、伝わらないと感じる弁護人の被告人質問に共通する特徴があれば、忌憚のないご指摘をいただければと思います。

望月検察官：検察官としてというよりも、裁判員だったらどうかということも含めて申しますと、聞き手が置き去りにされているものではないかと思います。弁護人のご質問と被告人自身の答えがかみ合っていない。あるいは、何か答えが出たような気になって弁護人

が先に進んでしまっているような場合です。おそらく接見の中でいろいろと打ち合わせをしているので、その内容を思い出されると弁護人ご自身はもう分かった気になってしまうんだと思うんですけど、まだ答えが出ていないのに次に進まれてしまって、あれ？今の話はどうなるんだろうと感じてしまうわけです。あと時系列がごちゃごちゃになっていて、どこの場面の話をしている、どうなったのかというのが聞いていて伝わってこない場合は、結局検察官からもう1回、一から聞き直さなければならない。そうしないと内容が分からないし、検察官による質問も適切にできないと感じます。

司会：裁判官からみて、話の中身が分からない、分かりにくいと感じる被告人質問の特徴とはどのようなものですか。

鈴木裁判官：技術的な話かもしれませんが、例えばものすごく早口だったり、声が小さかったりというのはあります。あるいは、聞いている方が置き去りになってしまう、尋問者と被告人の2人の世界になってしまって、こちらを全然見てくれないということもあります。非常に当たり前のことですが、言わんとしていることが正確に分かりやすく伝わるというのが大前提だと思います。

司会：我々弁護人にとってかなり耳の痛い話だと思います。村井さんの感想はいかがですか。

村井弁護士：今のお2人がおっしゃる通りだと思うんですけど、聞いている側が質問している内容と被告人が答えた内容とがずれてしまうのは、聞いている人の聞きたい内容と、聞かれた被告人が理解した内容とがずれているからです。誰がどう聞いたって、それはその意味にしか取れない言葉をその場で臨機応変にずっと出せるようにするというのが、そうした齟齬をなくすための最も重要な作業です。問いも

短くする。さらにやり取りを聞いている事実認定者を置いていっちゃいけないというのもその通りです。ずっとメモを見ながら、紙と対話しながら被告人質問をやっている弁護人がよくいますけど、とんでもない話です。そして、弁護人によっては異なる見解もありますが、私は結構ちらちら裁判官や裁判員を見て反応を気にしています。

司会：被告人質問を分かりやすくするために構成面ではどんな工夫をしているか実例を教えてください。

村井弁護士：やはりまずは時系列じゃないですかね。言葉によって事実を伝えるわけで、文章でもないし、図面でもない。時系列で聞いていかないとついていけません。さらに時々、どこまで話が進んでいるのかよく分からなくなるから、たまに、じゃあ、ここからは何月何日何時ぐらいのことに場面を移しますとか、そういうガイドを入れることも大事だと思います。

司会：量刑事件の模擬評議をやった時に、ある裁判官の方からいただいた指摘なんですけど、まず犯行状況そのものを最初に細かく聞いてもらって、犯行前の経緯など長いものがあるのであれば、その後に聞いてもらった方がよいのではないかと。犯行前の経緯がすごく長くて、犯行自体がすごく早く終わっちゃうというのであれば、なかなか本題に入らなくてイライラする人もいるかもね、ということでした。これは形式的には時系列には反するわけです。ただ、ご指摘自体はもっともなところもあり、ご意見を伺いたいところですよ。

鈴木裁判官：そう考える裁判官もいるかもしれませんね。個人的には時系列が一番素直で分かりやすいという気はしています。ただそれでもメリハリが必要です。冒頭陳述で弁護人の主張は頭に入っていますので、主張の核心にたどり着くまでに前置きが長す



東京地方裁判所
刑事部裁判官
鈴木 巧氏

ぎると聞いている方も力尽きてしまいます。時系列でいいんですけど、一番聞いてもらいたいところ、あまり時間を置かずにたどり着いていただく必要がある。もちろん事案によりますので、道のりがすごく長い事案の場合には、犯行場面から聞いていくということもあるかもしれません。いずれにしても、質問の時間があまりにも長すぎると、それだけで集中できなくなってしまうこともあります。

司会：長くなりすぎる被告人質問についてですが、ディテールをどの程度聞いていくのか、どの程度削るのかに悩むことがあります。理屈としてはケースセオリーとの関わり乏しい些末な事実は取り除き、重要な事実は細かく聞くべきですが、実際にやってみるとその判断は悩ましいこともあります。村井さんは、長くなりがちな被告人質問は何に由来していると思われますか。

村井弁護士：量刑事件の場合に刑を決めるにあたって重要な犯情事実は、罪名や社会的類型ごとに違ってくると思うんですけど、それを外してしまい、重要ではない事実を詳細に聞き続けてしまうというのが典型例ですかね。例えば性犯罪の事案で、犯行に至るまでにどんなにイライラがたまっていたのかという点の尋問を細かくやりすぎても逆効果ですよ。否認事件の場合だと、争点、事実、間接事実、その次の再間接事実の各推認の過程を見誤って、推認過程から外れた事実を詳細に聞いてしまう。そうするとこの尋問は意味がなくなるわけです。

司会：具体的な発問の仕方について、弁護人の立場からどういう工夫をしているのかを教えてください。

村井弁護士：まず絶対にしないといけないのは、問いを発する弁護人の聞きたい内容を、被告人と裁判体、その場にいる全員が一義的にとらえられるようにすることです。その次に、1文の中にある問いは1つ



東京地方検察庁
公判部検察官
望月 栄里子 氏

だけ。しかも単文。何とか何とかなんですとか、こう思いますけれどもとか、複文にはしない。あと、これはあんまり共感をしてもらえないかもしれないですけど、私は区切りのいいところで沈黙します。

司会：間を取る，ということですね。

村井弁護士：そう，そう。裁判員の中には一生懸命メモを取っている方がいる。裁判官もです。間を取らないと追いつけません。それから適切な間というのは，聞いている側の頭の整理になる。意識的に間をとります。そんなに聞いている側をちらちら見ていたらおかしいよねという弁護士もいるので見解は分かれるところですが。

司会：弁護士会主催の法廷技術研修等で教えているいろいろなテクニックがあります。例えば発問に関してはオープンなクエスチョンをせよとか，5W1Hを活用せよとか。弁護人がやっているけど，効果的じゃないよねというテクニックがあれば，教えていただきたいのですが。

望月検察官：今，村井弁護士がおっしゃったことですか，赤木弁護士がおっしゃった5W1Hなどは，まさにその通りだと思いますね。傍聴していると，質問が長い弁護士の方って結構いらっちゃって，被告人の言葉を率直に聞き出せる質問になってないケースがあります。あと被告人，それは全部誘導じゃないですかと（笑），聞いていて思うことはありますね。

鈴木裁判官：尋問技術というのはテクニカルな話ではあるけど，重要だと思っています。問いが長いというのは確かにそうです。裁判官は直接尋問しないので偉そうなことは言えないんですけど，やはり問いが長いとわかりづらい。短い問い，それに対してかみ合う答えが出るというような形が一番聞いていて心証が取りやすいと思います。

スピードもそうで，私は逐語に近いぐらいメモを

取りますし，裁判員の方にはメモを取っても，取らなくてもお任せしますと言っていますが，結構細かくメモを取っている方もいらっしゃいます。弁護人の中には，自分が用意した質問の方ばかりに意識がいついて，被告人の答えをあまり聞いていないのではと思う人もいますよね（笑）。しかもすごく速くて，追い付けないこともあります。

それから，これは内容に関わるのかもしれませんが，どうしてあれを聞いたのがよく分からないとか，質問の意図が分からないこともあります。途中で分かればいいんですけど，最後まで分からないこともある。

尋問技術については，弁護士会などで研修もされているので，すごく向上している感じはしますが，裁判官からも反省会などでは聞く側としての感想は言いますので，参考にさせていただければと思います。

共感される被告人質問の在り方

司会：次に伺いたいのは，被告人質問を「理解」してもらう，とは別のレベルの話です。我々弁護人が法廷活動の目的を達成するために，被告人質問の内容を理解してもらうというのは最低限の話で，さらにやっぱりこちらの方が信用できるよねという「共感」を勝ち取らなければなりません。共感に至らないような被告人質問とはどのようなものでしょうか。

鈴木裁判官：先ほどと逆の話に聞こえるかもしれませんが，スムーズすぎる被告人質問というものもあるんですよ。シナリオみたいなものがあらかじめ用意されていて，それを再現するかのよう被告人質問。これは非常にスムーズなんですけど，裁判員からは，あれは事前に打ち合わせをして，あらかじめ言うことも全部セットして，弁護人からこう言ったらいい



刑事弁護委員会委員
村井 宏彰 (61期)

みたいと言われているんですかという反応が出ることもある。弁護人としては、弁護方針もあり、それに沿って被告人の話はある程度取捨選択していく必要もあると思うので、難しいとは思いますが、やりすぎてしまうと逆に人工的で共感を得られにくくなってしまいます。

村井弁護士：証人尋問でも同じようなことは言えますか。

鈴木裁判官：証人尋問でも同じだと思いますが、特に被告人質問で、そういう反応が出る人が多いですね。被告人が一方向的に自分の言いたいことだけを行っているという印象が組み合わさると、なおさらそういうふうには受け止められるかもしれないですね。

被告人が自分の言葉で語ってない印象を与えるんですかね。例えば表現ぶりが多少変だったり、しどろもどろでも、やっぱり生の言葉で語っている方が自然な感じがします。

村井弁護士：テンポがよすぎるということですか。

鈴木裁判官：いや、スピードの問題ではなくて、普通、答えるときには少し余計なことを言ったり、多少右へいったり左へいくことがあるじゃないですか。それもなく、まさにシナリオを再現するかのように、覚えたセリフを言うかのような被告人質問ですかね。

司会：検察官もご覧になっていてどうですか。

望月検察官：まったく同感ですね。明らかに練習して用意してきた答えをしているような印象のものは共感を得にくいように思います。この点は、私もむしろ検察側の証人の主尋問で気にしています。特に警察官の尋問なんかですと、練習したかのようなスムーズすぎるものは何の心証も取れないから、本当に体験した事実を本人の言葉で証言させるようにしなさいと指導はしていますが、被告人質問もまったく同じですね。

司会：村井さんは共感してもらえるために必要な自然さを出すために、どんな工夫をされているのですか。

村井弁護士：自然さを醸し出すためにやっていることでは決して無いですけど、問答を作って被告人に渡すまでのことはしません。被告人質問を練習するかどうかでというと、私はします。そうじゃないと、事故が起こると思いますので。ただ、接見をしていて、この人だったらこのぐらいの理解力はあるから、こういう言葉で持っていけば、こう答えてくれるよねというのがわかることが多いですね。だから渡さなくてもできます。

答え方に関しても2点だけ気を付けるように言います。1点目は形式的なことで、答えるときに私の方、つまり横を向かないでくださいと。それはルールなんだと。ただ、仮に横を見てしまっても大した問題ではない。2点目の方が重要で、まず結論を答えてくれと言います。結論のところを言ってくださいと。理由が必要な場合には、続けて私が聞くからと。それで、人にもよりますが、2～3回練習をすれば概ね大丈夫です。最近は一回結審の量刑事件などでは、1回通せばいけるケースもあります。

鈴木裁判官：自然さがなかったとしても、だから信用できないかということそこは別の話ですけどね。自然さがなければただちに信用できないとなるわけではないです。

村井弁護士：裁判員の方が、あれはちょっと弁護士に言わされているよねと感じると、信用性にも影響するような気がしますけども。

鈴木裁判官：そのような意見が裁判員から出た場合には、弁護人は質問事項を整理したり、打ち合わせをしたりすることはあるだろうけど、被告人に対してこう言った方がいいよとか、ああ言った方がいいよと、そういうアドバイスをするという事はないで



〈司会〉
刑事弁護委員会
広報・研修部会部会長
赤木 竜太郎 (67期)

すよという説明はします。裁判員の方もそれで理解してもらっていると思います。

司会：検察官の証人テストは、どれぐらいやるものなのですか。

望月検察官：回数や時間は、その証人の位置づけや記憶の程度等によって変わってきますし、検察官によっても様々ではないでしょうか。私個人のやり方でいいますと、私は証人の記憶の中身がどの程度かというのは最初の1回でいたい全部把握しますね。この証人の記憶のレベルと、中身はこのぐらいなんだと。次からは、この中からどの事実をどれだけ法廷に顕出できるか、どのような質問の仕方したら、最も自然な形でこの証人の記憶を引き出せるかというのを探ります。各証人の知的程度、語彙の豊富さ、少なさ、これが影響しますので、その個性に自分を同化させて質問事項を組み立てていくというような作業で、これにどのくらい時間が掛かるかによって打合せ回数も変わると思います。

被告人質問先行型審理の現状と課題

司会：裁判員非対象事件について、少しお話を伺いたと思います。非対象事件では被告人質問先行型の審理が望ましいと、弁護士が主導して言うようになりました。一部で行われていますが、正直、あんまり広がってないという現状があると認識しています。やる弁護士はいつもやるけれども、やらない弁護士はずっとやらないという状況です。裁判官からご覧になって、被告人質問先行型の審理の現状や長短について、忌憚のないご意見をいただければと思います。事件としては、公訴事実と争いがなく、認めている乙号証が存在する、弁護士として乙号証は不同意、任意性は争わないが、被告人質問は先行

されたいと証拠意見をいう場合を想定しています。だいたい一回結審の事件です。

鈴木裁判官：被告人質問先行については裁判官もいろいろ考えがあるし、どんな事件をイメージするかでだいぶ議論が変わってくるのかもしれませんが。私個人はどうしているかという、まず事前準備の段階で、弁護士から被告人質問先行でやりたいという話があれば、もちろん事案を見て、検察官の意見も聞いて、特段支障がなければだいたい希望どおりやっていると思います。ただ希望自体がそれほど多くない。この1年半で二、三件くらいでしょうか。

司会：えーっ、予想外に少なかった。

鈴木裁判官：被告人質問先行の趣旨は、大事な点について、捜査段階の供述ではなく被告人に法廷で直接語ってもらうというところなんだと思うんです。ただ印象として、被告人質問先行になったとたんに、弁護士も検察官もすごく構えてしまって、何でも聞かなきゃならない、全部聞かなきゃいけないという意識が非常に強いです。例えば、覚醒剤の自己使用で、弁護士から主質問40分と言われたことがありました。ちょっとそれはないでしょうと。本来の趣旨は、大事なところを法廷で直接語って、大事なポイントについて十分な心証を取ってもらうという点にあるはずなので、調書を調べないがために、何でもかんでも法廷で聞かなければというのは、本末転倒のような気がしています。被告人質問先行でやる場合は、調書を調べていないので、事案の概要も含めて罪体についても聞いてもらう必要はありますが、基本はやはり大事なところを法廷で聞いていただく。ただ検察官としては立証の漏れがないかどうかというのが気になるころだと思うので、私は検察官にも量刑上大事なところを聞いてくださいと、そのうえでどうしても立証すべき事実が足りないと

いうのであれば、そこは乙号証の請求を維持してくださいと言っています。検察官が乙号証の請求を維持した場合には、必要性について確認して、採否を決めています。もちろん、自白事件ですので、ほとんどの場合は全部撤回されることが多いですけどね。

司会：公訴事実自体の複雑さとか、件数の多さとかといった要素も関わってきますか。

鈴木裁判官：そうですね。例えば非常に複雑だとか、様々な経緯がある事案では、その経緯が重要であれば、そこを直接本人に語ってもらうことはあると思います。ただ、事案は複雑なんだけどそれは前提的な事実過ぎず、量刑のポイントは別のところにあるという場合だったら、むしろ前提事実は調書でまず調べて、大事なところを被告人質問で聞いてもらうという方が趣旨に沿っている感じが個人的にはしています。

司会：検察官はいかがですか。

望月検察官：前提として、公訴事実と争いのない事件であれば情状が大事なわけじゃないですか。情状が大事なのに、なにゆえ被告人質問を先行してこういう動きがあるかの理由がそもそも分からないんです。私の部下もたまに弁護人から被告人質問先行の申出があったと言ってくるんですけど、「何のため？」と聞くと、その点について弁護人の方からきちんと説明がされてないので判断できないんですよ。

村井弁護士：それは多分立場の違いで、お言葉を返す感じになっちゃいますけど、弁護人は何で調書の取り調べを先行しなければならないのか、というのが出発点なんです。それは、刑事訴訟法が直接主義にしているからとか、公判で全部、心証を取ってもらうのが裁判だからだとかいう理念的なものを

理由として挙げている文献もあるようですが、むしろ、その人のやった行為に関する主張を裁判官に伝える方法として、調書ではなく、被告人質問の方が優れているからだと私は考えます。依頼者がそこにいるのに、その主張を法廷外供述で顕出するのは何でなのか、という感覚です。ただ、立場の違いなので、平行線なのかなという気はしているんですよ。

望月検察官：被告人質問を先行して行うことの必要性がはっきり分からない以上、検察官としては現にある供述証拠、つまり乙号証で立証するというのは刑事訴訟規則から言っても、刑事訴訟法の建前から言っても当然のこと、ということになります。必要性が明示されれば、それは考える余地がありますが。裁判員裁判と違って公判前整理をやっているから、弁護人から予定主張が出てきているわけでもなく、被告人質問でどのような内容が出てくるのか分からない。そうなると、いろいろと準備が必要になりますが、公訴事実と争いのない事件で被告人質問の準備のための時間を割かれるのはちょっと抵抗もあります。立証責任を負っている側としての負担というのがやっぱりあって、このあたりが弁護人のご意向と合わない原因ではなかろうかなと思っています。

鈴木裁判官：裁判員裁判では被告人質問先行をやるのに、非対象事件では必ずしも被告人質問先行をやらないという点はダブルスタンダードだとは思っていません。もちろん、裁判員裁判のプラクティスの本質的な部分、例えば法廷で心証を取れる審理を行うとか、争点や事案のポイントを把握して、ベストエビデンスでしっかり心証を取ろうといった本質的な部分は、非対象事件の自白事件でも同じだと思うんですよ。でも、実際の裁判の運用の姿として



裁判員裁判と非対象事件がまったく同じになるかというところは必ずしもそうではない。非対象事件で被告人質問先行をやるかどうかは、やはり個々の事案を見て考えていくのではないかと思います。

司会：今日これまでお話を伺ったように、必要な事実をちゃんと顕出して、理解してもらって、かつ無駄な時間を使わないというのは重要ですね。裁判員裁判でそれがちゃんとできている弁護人が、非対象事件で被告人質問を先行しても、おそらくそんなに審理に支障は生じないと思うんです。問題は、非対象事件だったら、乙号証は何も考えずに全部同意する、という弁護人がまだ結構いるのではないかと、という点です。たまに傍聴すると、5分だけの被告人質問とかをよく見かけるんです。乙号証が全部採用されて、あとは反省していますとか、今後どうしますかということだけ聞くみたいな。それでは明らかに不十分ですね。

鈴木裁判官：調書を先に調べる事件でも、被告人質問ではしっかり重要なところを聞いてほしい。先に被告人質問をやるか、やらないかにかかわらず、弁護人として必要なところはしっかり聞いてほしい、その意識が大事かと思います。

村井弁護士：必要なところとおっしゃるのは犯情事実もということですか。

鈴木裁判官：調書を先に調べれば犯情はある意味出てきていますけど、でも弁護人として、犯情についてここはぜひ言いたいというところがあれば、それは調書を先に調べても被告人質問でしっかり聞いてほしいと思うんです。

村井弁護士：弁護人に下手くそに被告人質問をやられると、裁判官や検察官は余計、面倒くさくなるわけじゃないですか。弁護人の方でやらせてと言うんだったら、ちゃんとやらないとだめじゃないのという責

任は感じますね。私は量刑事件でも、被告人質問先行を求めず供述調書に同意したことは、おそらく10年近くないですが、心がけているのは、必ず約束の時間内に終わらせることです。弁護人の被告人質問が長引いたせいで、結審予定だったのが続行になってしまうことはないように心がけています。約束を必ず守っていくと、裁判所からも検察庁からも何のご異論も出ないようになってくる。それが理想です。そうすると、検察官も乙号証として被告人の供述調書は請求せず、戸籍しか請求してこなくなる。

おわりに

司会：本日は長時間、忌憚のないお話をいただき誠にありがとうございました。最後におひとりずつ、締めのお言葉をいただいてもよろしいでしょうか。

鈴木裁判官：被告人質問に限らず、弁護人はとても勉強熱心だし、熱意をもって刑事事件に取り組んでおられるように思います。刑事裁判はまだまだ試行錯誤の連続だと思っています。これからも、率直な議論を通じて、一緒に考えていけたらと思っています。

望月検察官：弁護人、裁判官のお考えを伺えたことは、とても参考になりました。法改正等によって刑事裁判制度に変化が生じている部分もありますが、検察官の職責が変わるところはないと思っていますので、今後も誠実にその責務を果たしていきたいと思っています。

村井弁護士：本日は貴重なお話をお聞かせいただき、誠にありがとうございました。私自身大変勉強させていただきました。今後も弁護人として、正しい裁判が実現されるように注力する次第です。

司会：本日はありがとうございました。

「被告人質問先行」はなぜ普及しないか

—座談会の感想も含めて—

刑事弁護委員会副委員長 前田 領 (60 期)

委員 村井 宏彰 (61 期)

委員 赤木竜太郎 (67 期)

裁判員裁判対象事件の被告人質問に関する座談会について、裁判官・検察官から有意義なご意見を伺い、とても参考になりました。

ただ、座談会の中で、裁判員非対象事件における被告人質問先行については気になることがありましたので、実際に日々刑事事件に取り組まれている読者の皆様に、最後に少しお伝えします。

1 検察官から反対されたら

座談会の中で、検察官から、裁判員裁判非対象事件において、なぜ被告人質問先行による審理を行うべきなのかにつき、弁護士から理論的な根拠が示されたことがないとのこと指摘がありました。

もしかすると、事前の公判準備のやりとりで検察官からそのように言われて、せっかく思い立った被告人質問先行を諦めてしまう方がいないだろうか…？と思わずにいられませんでした。

少し考えてみましょう。

検察官は、被告人の供述調書を先行して取り調べることが「理論的に正しい」と考えていることになります。例えば、「立証責任を負う当事者である検察官が取調べを請求した証拠である被告人調書をまずは取り調べることが、当事者主義訴訟構造に立脚する刑事訴訟法からは当然である」という指摘があります（清野憲一検察官「『被告人質問先行』に関する一考察」判例時報2252号3頁以下）。

しかし、被告人質問の先行は、理論的に正しいのでしょうか？ もちろんそうではありません。もし被告人質問が理論的に正しいのであれば、裁判員裁判の審理でも被告人質問先行の審理が行われるはずがありません。

したがって、検察官に対しては、「どちらが理論的に正しいか」ではなく「弁護士として被告人質問先行を選択する理由」を伝えるべきです。

ほぼすべての量刑事件では、被告人の言い分を裁判所に伝えることになります。弁護人は、量刑事件においては、適切な量刑（言い換えれば、より軽い量刑）を実現しなければなりません。そのためには、被告人の言い分を裁判所に伝える手段として、被告人質問と供述調書のいずれが優れているか、という視点で考えなければなりません。

供述調書は捜査の過程で作成されるものなので、裁判での判断事項との関係では不必要な情報が含まれていたり、重要性に比して過剰な情報が盛り込まれていたりするものも少なくありません（岡慎一・神山啓史「『裁判官裁判』の審理の在り方—ダブルスタンダードは維持されるべきか—」判例時報2263号9頁）。これらの「不必要」や「過剰」な情報は、裁判官に予断や偏見を生じさせ、ひいては、不当に量刑を重くする結果につながりかねません。

また、同じ事実を、特に被告人にとって不利な事実を裁判所に伝えるのでも、捜査官が捜査官の言葉で構成した文章を裁判官に読んでもらうのと（供述調書の取調べによれば、裁判官は結局裁判官室で改めて供述調書を読むことになります）、被告人自身が供述しているのを法廷で直接見聞してもらうのでは、大きく異なります。供述調書には、どうしても供述録取者の主観が入り混じり、特に評価的な文言については悪質さの程度が増した表現が用いられることが少なくありません。一方、被告人自身の供述ならば、そのようなことはありません。

このように、被告人の言い分を供述調書により伝えようとする、「不必要」や「過剰」な情報が伝わってしまったり、実際よりも事実が正確に裁判官に伝わらなかったりする危険があるといわざるをえません。被告人質問の先行によれば、上記のような危険を防止することができます。弁護士が主質問を行うので、ケースセオリーに沿った、被告人に有利な事情も十分に顕出することができます。さらにその事実

の顕出の仕方、例えば順序や表現などは、その事実に対する裁判官の評価に影響します。被告人質問によれば、弁護人がコントロールできるのです。

以上が、弁護人が被告人質問先行を選択すべき（選択しなければならない）理由です。

2 実際に被告人質問先行が行われたら

仮に事前の公判準備の段階で検察官が反対しても、裁判所が被告人質問を先行施行してくれる運用は十分考えられます。本座談会でも話題になりましたが、被告人調書に対して「不同意」との意見が述べられたら、裁判所としてもその時点で刑事訴訟法322条に基づいて採用することは難しく、まずは被告人質問を施行することとなります。被告人質問先行をするためには、まず事前にきちんと「不同意」との意見を述べることです。検察官はなぜ不同意なのか、同意に意見を変更しないのか、事前に確認をしてくるかもしれません。上記のように理由をきちんと説明し、理由があるのであれば断固として証拠意見を変えなければよいのです。被告人質問先行審理を行うのは、現在の実務の運用に照らしても、決して難しいことではありません。弁護人にやる気さえあればできるのです。このように、検察官への事前連絡は必須ですが、事前の明示の了承にこだわる必要はありません。また、被告人質問が問題なく実施できた場合には、検察官は弁護人が不同意とした乙号証を撤回します。1回結審の事案では、そのまま論告弁論へと進むはずですが、被告人質問の先行により乙号証が採用されないことを理由に、例えば公判調書が完成していないので論告ができない、などと検察官が主張してくることが無いわけではないですが、実際に当日論告が実施できなかったという事例は、近時は聞いたことがありません。仮にそのような事例を経験された場合には、刑事弁護委員会にご報告ください。

なお、検察官の対応に問題を感じたり、裁判所の取扱いが気になる場合には、裁判所に被告人質問先行を行う旨の連絡をしておけばよいと思います。

3 弁護技術の向上

被告人質問先行を実施した場合に、被告人の主

質問が予定の時間を大幅に徒過し、1回結審予定であったのに1回結審ができなかったとすれば、依頼人に不利益になりますので、予定時間は厳守しましょう。

また、被告人質問において、どのような事実を聞くべきかについてケースセオリーに即して取捨選択する必要がありますし、また、弁護人が求める供述を獲得するためには尋問技術が必要となります。

ケースセオリーや尋問技術に関する研修は当会でも実施しておりますので、ぜひ研修にもご参加ください。

4 事件受任前の心得

被告人質問先行を滞りなく実施しようとする、事前の準備が必須です。被告人から犯情や一般情状にかかわる事項を十分に聞き取り、乙号証を読み込み、尋問を組み立て、準備した尋問を試行した場合に十分な供述が得られない場合には、尋問を変更し、再度試行する作業が必要となります。

乙号証を同意するより、事前準備に時間がかかることは間違いありません。しかし、適切な被告人質問先行が実現できれば、そのかかった時間分、依頼人にとってプラスになることも、間違いのないです。

国選弁護事件を受任する場合には、十分な事前準備の時間が確保できることを確認した上で、事件を受任してください。

以上申し上げた中には、やってみると難しく感じる部分もあるかもしれません。しかし、私たち弁護人がその務めを果たすには、被告人質問先行でなければなりません。そして被告人質問先行型の審理が広く普及し、根付いていくことは、弁護人の尋問技術の底上げに直結します。何より、裁判員裁判導入以前の刑事司法の問題点であった調書偏重から脱却し、直接主義・口頭主義の実質化という理念に基づく適正な審理を、広く実現することに繋がります。だからこそ被告人質問先行が実際にはあまり行われていない現状は問題とを考えます。弁護人が積極的に被告人質問先行を申し出さえすれば、運用は変わっていくはずです。やる気さえあればできるのです。

ぜひ、被告人質問先行にチャレンジし、依頼人にとってベストな弁護活動ができるよう、ともに研鑽しましょう。

INTERVIEW：インタビュー

日本テレビプロデューサー

矢野 尚子^{さん}

今月のインタビューは、日本テレビの情報・制作局 担当副部長 統轄プロデューサーの矢野尚子さんです。矢野さんは、過去に「The サンデー」「ザ! 世界仰天ニュース」「news every.」「ずるい奴らを許すな! 目撃! Gメン徹底追及スペシャル」「悪い奴らは許さない! 直撃! 怒りの告発スペシャル」「Cancer gift」「千手観音の祈り〜ドイツ国際平和村の子供たち〜」、現在「ZIP!」「はじめてのおつかい」「I LOVE みんなのどうぶつ園」「24 時間テレビ」「超無敵クラス」を担当されています。お話を伺い「テレビ番組を作る仕事」が少し理解できました。

聞き手・構成：町田 弘香



なぜディレクターからプロデューサーへ?

—— 矢野さんは、「ニュース／報道」「情報／ワイドショー」「ドキュメンタリー」「バラエティー」番組のプロデューサーということになるのでしょうか。

そうですね。入社したときは、報道志望だったのですが、情報番組の担当になったんです。『The サンデー』をADとして担当していました。

—— ADの次は何になるんですか。

ディレクターになりました。

—— それからプロデューサーですか?

はい。もう15年以上。ただし、プロデューサーがディレクターより偉いわけではないんです。演出や編集が好き・得意な人はディレクターを続けますし、番組全体を企画・統括する立場が合うならプロデューサーに。私の場合は、ディレクターをしていた時期に、休み無しの徹夜続きで働き過ぎ、体を壊してしまい…自分に問い直しました。このまま自分でカメラを回し

たり編集したりテロップ入れの作業、続けていけるのか?と。

—— ディレクターはそういう作業を人にさせて監督すると思っていました。

以前はそうでした。カメラも昔は特殊機材だったので、回すのはカメラマンでしたし、テロップも編集マンが入っていたんですけど、今は家庭用機材の画質が向上して、情報番組やバラエティーでもディレクターが自分で撮るようになり、編集も昔は特別な機械でなければできなかったんですけど、今はパソコンでできちゃうんです。テロップも簡単に入れられるようになったから一人で番組を作ることができます。今。それで、体を壊した時に、アシスタントプロデューサーをやってみる?とってくれた上司がいて、そこから『ザ! 世界仰天ニュース』へ。

—— プロデューサーというのはどういう仕事をするのでしょうか。

プロデューサーは、番組企画の方針やアウトライン

をまず決めて、それをもとに演出する人と話を進め、じゃあ、司会はこの人にしませんか、これぐらいのお金をもらってきたからこの予算で作りましょうか、この分野が得意な制作会社があるのでお願いして一緒に作りましょうかなど、番組を作る環境やチーム作りをする人という感じがですね。

プロデューサーとしてヒット企画誕生

—— 企画は誰が立てるんですか。

企画はプロデューサーが出すことも、演出が出すこともあります。

例えば、他局で高視聴率ほぼ確定の人気スポーツの中継をやる、だからウチは大型特番で対抗したい！と編成部から話がある。そこで私たちが、その枠に合いそうな企画案を書いて提出し、編成部が乗った時にそれが番組として動き出す、ということもあります。実際に、テレビ朝日でサッカー日本代表戦が中継される時、私が中心で考えた企画が通ったケースが、ゼロから作った『ずるい奴らを許すな！目撃！Gメン徹底追及スペシャル』です。

—— あれ、矢野さんの企画だったんですか。

そうなんです。私が企画から出しました。

—— どうでしたか？

サッカーの他にもフィギュアスケートのグランプリファイナルなど年に何回か他局で放送される、高視聴率が確約された“強いソフト”に何とか対抗できる番組を、と作って、視聴率的にも結果を残し、以降シリーズとなって何本かプロデュースしました。

—— もう作らないんですか？

私が報道局を卒業して情報・制作局に来ちゃったので。

—— 担当者がいなくなると番組が終わることもあるんで

すね？

番組ってやっぱり人の熱意で育つものなので、そういうこともあります。

プロデューサーとコンプライアンス

—— 今まで一般的なプロデューサーの仕事というのを伺いましたが、矢野さんにとってはどういう仕事になるんですか。

プロデューサーには様々なタイプがあります。出演者のキャスティングが得意なタイプや、ディレクターと共に演出まで考えるタイプなど。私の場合は「番組を守る」ことに強いプロデューサーだと思っています。間違ったことを放送しないための「クオリティ管理」でしょうか。気になった点は、社会通念を逸脱した表現になっていないか？何より、法律に抵触していないかなどをチェックします。

それから、報道志望だったこともあり、今、起きていること、今、伝えたいこと、役に立つことを放送して、誰かに楽しいなとか、役立ったなとか思ってもらえる番組をよりたくさん放送できるように心がけているつもりです。

—— 法律関係だと、どんな勉強などをなさるんですか。

例えば、食品衛生法ですね。コロナ禍になって、テレビでは飲食店のテイクアウトを紹介することも多いんですが、そこにも法律や保健所の厳しい決まりがあります。そういうことを勉強したり、研修会も実施したりしています。

—— それが番組を作るときにどういうふうに影響するのでしょうか。

以前飲食店で頑張る人々のドキュメンタリーを放送することが多くありました。例えば自宅で仕込んできた料理をそのままお店で提供するという話があったとしても、許可のない家で作ったものをお客さんに出したらだめなんですよ。

——じゃあ、そういう放送をしないために勉強をするんですね。

そうです。

もう一つ大きな問題が、いわゆる「SNSでの誹謗中傷」です。番組出演がきっかけで、それがエスカレートし命を失うまで追い込まれたケースもありました。卑怯な誹謗中傷に対してどういう対策が取れるのか、万が一そういうことが起きたらどうしたらいいのかということを、大学時代みたいに、法律の差し止め請求の勉強をしたりしてます。

大型特別番組『24時間テレビ』

——『24時間テレビ』でのプロデューサーの仕事内容も同じですか。

『24時間テレビ』は、毎年、日本テレビ系列で一丸となって取り組む大きな番組です。40年以上の歴史の中で、長時間の生放送としての進め方や役割分担もある程度固まっていて、例えば、新人の仕事も決まっています。1年生は毎年、歌詞をカンペにしたり、台本をまとめたり。プロデューサーもおそらく100人以上関わっています。

——矢野さんの仕事はなんでしょうか。

ここ数年担当していることかというと、日本テレビは日本テレビ系列と言って札幌テレビから鹿児島讀賣テレビまで約30局と一緒に放送をしているんです。日本テレビは関東圏だけの放送ですが、全国に放送するときは各地のテレビ局と協力して同じ番組を放送しています。そこで、『24時間テレビ』でも各地の局に今年の『24時間テレビ』で放送したい内容はないですかという企画募集をしますが、そのネット局担当をここ数年やらせてもらっています。

私は朝の情報番組『ZIP!』も担当していますが、実はかつて放送していた『ズームイン!!朝!』の流れをくむノウハウや体制が受け継がれています。『ズームイン!!朝!』では各地の中継がありました。

名古屋にズームインとか、大阪にズームインとか。そのネット局との関係性の強さを生かして各ネット局の制作担当者やとりとりをして、『24時間テレビ』の中にいろいろなネット局の企画を放送するお手伝いをしています。

——今年のネット企画はどうでしたか。

今回の「24時間テレビ」メインパーソナリティーはジャニーズの若手グループKing & Princeでしたが、彼らが挑む「全国スゴ技達人5番勝負」という企画を行うことになりました。演出陣のイメージに合うように、私が各ネット局の担当者に、各地の面白いイベントを問い合わせたり、さらに詳しい情報を聞き取ったりします。すると、ズワイガニの一大産地の鳥取にある「かにっこ館」の競技「カニの甲羅積み」とか、長野の佐久で開かれていた「プルーン種飛ばし」とか、子宝・安産の神様として知られる熊本・湯前町にある潮神社の「哺乳瓶のミルクを吸う選手権」などの情報が寄せられました。番組では各地の達人と東京にいるKing & Princeが対決しました。

——誰がどれに挑戦するかはKing & Princeの5人のメンバーが自分で選ぶのでしょうか。

基本的には、番組側で、この種目はこのメンバーが得意なのではないかと考えて提案しました。実際にいい勝負になるのか？ 達人相手なので全く歯が立たないのか？ 生放送なのでフタを開けるまで分からないことが多かったんですが、King & Princeが5番勝負中三つ勝ったというのは驚きでした。

——それは、すごいことなんですか？

すごいですよ。経験豊富で、コツもよく知っている達人や連覇しているチャンピオン相手に、ぶっつけ本番に近い形ですから。

——そうなんですね。

長寿番組『はじめてのおつかい』

—— 次は『はじめてのおつかい』なんですけれども、この番組の企画意図は何でしょうか。

この番組は、もともとは絵本がきっかけで始まりました。福音館書店に『はじめてのおつかい』とタイトルそのままの、とても有名な本があるんです。

—— そうなんですか。

幼い女の子が、母親に頼まれて初めて一人で牛乳を買いに行く“大冒険”のお話なんです。小さい頃、誰もが体験したことのあるあのドキドキや、使命感、勇気、自分が誰かの役に立った充実感。待つ親の方も気が気じゃないけれど一人でやらせてあげたい。初めての中には、たくさんの思いが詰まっています。その瞬間をドキュメントできたら、と始まった番組なんです。さらに要素として、誰にも懐かしい日本が見られます。子どもが懸命に歩く所が、美しい景色だったり、地域の風習が見えたり、各地で特色があります。そんな日本の原風景みたいな懐かしさと共にお伝えできたらと思って、全国各地で撮影しています。

—— 好きな人が多い番組のような気がします。

そうですね。多くの方に愛していただき、今年で31年目になります。

—— ものすごく長いんですね。それより長い番組ってほかにありますか。

『笑点』でしょうか（笑）。

—— 出演する子どもたちはどうやって選ぶんですか。

番組が持つネットワークを通じて、広くお父さんお母さん方に声をかけ、アンケートに答えていただいで決めています。例えば、番組の新しいスタッフが瀬戸内海の小さな島の出身だったら、そこに絞って話を持ちかけてみたり、地元の保育園・幼稚園から当たったり。公募してオーディションを行っているわけ

ではないので、こちらから詳しく説明したり足を運んだりもして。協力していただくご家庭には、番組用の特別なことではなく、普段通りの暮らしの延長に「おつかい」を設定してもらい、子どもたちの安全に配慮した万全の態勢で撮影に臨むことを守っています。

番組作りのこれから

—— 仕事をしていてやりがいを感じるのはどういうときですか。

3年に一度位この放送ができてよかったと、これを私が伝えることができてよかったと心の底から思える時があって、そういう時に番組作りをしていてよかったと思います。

—— ニュース、報道とか情報番組についてお考えはありますか。

もともと報道での番組作りを希望していたこともあり、テレビの本質的なことをよく考えます。言ってみると「テレビの役割とは？」でしょうか。例えば、記者クラブで取材をして、発表されることをそのまま伝えるのではなく、その裏に何があるか。これはどういう意味を持つのかということを放送する為には、日々勉強して、それを的確にとらえて放送していかななくてはいけないけれども、毎日毎日のことになり、放送時間もすごく多いと勉強するのが追い付いていかないと感じることもあります。ですので、勉強して、責任を持って放送するということをよりやっていかなくてはいけないと思っています。

プロフィール やの・なおこ

1975年兵庫県神戸市生まれ。1999年東京大学法学部卒業。1999年日本テレビ放送網株式会社入社。「趣味ゴルフ」と書きたいけれど一向にうまくならず。山登りで心を癒やし、40歳を過ぎて始めた茶道に夢中。

新しい仲間を 迎え入れるために

副会長 堂野 達之 (52期)

主な担当業務:憲法, 子ども, 性平等, 高齢者・障害者,
外国人の人権, 公害・環境, 消費者, 司法改革, 中小
企業センター, 活動領域拡大, 若手支援, 新進会員,
業務妨害対策, FATF, 税務, 労働法制, 公益通報



当会は、元来、人を大切に育て、お互いに助けあう
気風をもっています。その良さを活かし、多様な個性
で伸び伸びと活動していくために、今年度執行部は、
多くの新入会員を受け入れることに力を入れています。

当会は、2019年度から新入会員増加推進WGを立
ち上げ、新入会員を広く迎え入れる体制作りに努めて
います。

まず注力しているのは、組織内弁護士（インハウス
ロイヤー）をより多く受け入れるための環境整備です。
既に当会には、2021年6月時点で全会員の1割を
超える940名以上の組織内弁護士が在籍しています。
多くの組織内弁護士が当会の会務に参画してその知見
や経験を活かしつつ、当会の研修や企画などを自身の
キャリア向上に役立ててもらうことが理想です。

現段階では、当会所属の組織内弁護士へのヒアリン
グ、組織内弁護士向けFAQの作成検討、弁護士業務
改革委員会インハウス部会（既に多くの組織内弁護士
が所属しています）との意見交換などを行っています。

また、当会には、法律研究部が22もあります。理
事者として大手事務所を訪問した際、「東弁と言えば
法律研究部だよ」という声を、何人ものパートナー
弁護士からお聞きしました。中にいるとあまり意識しな
いのですが、ベテランから若手まで幅広い人材を擁し、
多様な活動を広げている法律研究部は、当会の貴重な
財産です。この強みを当会以外の弁護士にもPRして
いきます。

一弁二弁に比べ、当会は中小規模の事務所が多いと
言われます。当会所属の経営弁護士（いわゆるボス弁）

が勤務弁護士（いわゆるイン弁）を採用することのバ
ックアップが大切です。去る10月12日、3名の若手
経営弁護士が自身の体験談を語るセミナー「東京で独立
開業した。～勤務弁護士の採用・育成術～」をウェビ
ナーで開催したところ、50名を超える会員が参加し、
リアルで具体的な話を聞いたということでアンケートも
大変好評でした。今後も勤務弁護士の採用・育成を
テーマにする企画を続けたいと思います。

併せて、一大イベントである三会合同就職説明会は、
今年度は意識的に周知に努めたため、例年よりも当会
所属事務所の参加数が増えました。通常、6月から7月
に採用側の応募を受け付け、10月初旬に開催してい
ます。会員サイトでも告知しますので、ご関心のある方
は次年度以降もご参加ください。

当会所属の新入会員のアンケートを見ると、当会に
入会した理由として、勤務先が東弁だという理由を除
けば、司法修習の配属先の事務所が東弁で、大切にし
てもらった、充実して楽しかったという回答が結構多い
です。会員の皆さんも修習生と接する機会が多いと思
いますが、どの弁護士会に入るべきか悩んでいる修習
生がいたら、そこは迷わず当会をおススメしてください。

他にも、当会の魅力を紹介したパンフレット「東京
弁護士会で伸ばす!」*1を作成しました。是非ご活用
ください。また、当会の強みであるネット研修につい
ても、約600のコンテンツについて種類や内容を一覧で
見やすくする工夫などを検討しています。

会員の皆さんには、我々の仲間である新入会員を
迎え入れるためのご協力をいただきたく、よいアイデア
がありましたら、遠慮なく私までお寄せください!

*1: https://www.toben.or.jp/res/images/syusyusei/flyer_211104.pdf

「広報実務者会議」企画のご報告

広報委員会広報戦略PT座長 伊藤 敬史 (56期)

2021年10月12日、矢吹会長、中井副会長を始め当会の35委員会、3法律研究部、3同好会の広報担当者にお集まりいただき、Zoomによるウェブ会議で、広報実務者会議を開催いたしました。この会議は、委員会等を横断して、当会の統一的な広報戦略をもって広報に取り組むことで、当会の発信力を強化することを目的として開催したものです。

会議では、最初に広報委員会の正副委員長及び広報室嘱託から当会の広報の現状について説明があり、次に3つのブレイクアウトルームに分かれて、各委員会等に広報の取り組みにつきご紹介いただき、意見交換等を行いました。その後、各ブレイクアウトルームでの話を全体に共有した上で、今後、委員会等からのSNS投稿の効率化、広報に関する情報共有、意見交換を目的として「広報実務者メーリングリスト」を立ち上げることが提案されました。

当会は、委員会、法律研究部、同好会において、他会には見られないような様々な活動を活発に行っており、それが当会の魅力となっていると思います。しかし、せっかくの素晴らしい活動も、広報が不足していることであまり知られていないとすれば残念なことです。これを機会に、当会の各委員会等と広報委員会・広報室の連携を強めて、当会の活動の広報を強化していければ幸いです。

当会からのクリスマスプレゼント!

2021年12月24日
『研修ツリー』が
会員サイトに登場!

東弁ネット研修が
より使いやすくなります。
ご期待ください!

弁護士研修センター運営委員会

第3回 若手会員を対象とした OJT 法律相談、 即時・早期独立会員向けのチューター制度のご案内

若手会員総合支援センター業務サポート部会部会長 廣瀬 健一郎 (50 期)

1 若手会員を対象とした OJT 法律相談

(1) OJT 法律相談の概要

若手会員総合支援センターは、若手会員（弁護士登録5年以内の会員）に対して OJT を受ける機会を提供する目的で、登録10年以上の指導担当弁護士と若手会員が2人で法律相談を担当する OJT 法律相談を実施しています。

新型コロナウイルスの感染が拡大する前は、都内の郵便局等に相談スペースを設け、「弁護士によるくらしの無料相談会」と題して、一般市民向けに、区報や近隣地区へのポスティングにより相談者を募り、OJT 法律相談を実施してきました。相談の結果、相談者が事件の委任を希望する場合は、指導担当弁護士と若手会員が共同受任することができます。

(2) 現在実施している電話による OJT 法律相談

2020 年度より、新型コロナウイルス感染の拡大の影響で面談相談の実施が困難となったことから、以下の方法により、電話による OJT 法律相談を実施しています。

東京 23 区の中から区報に広告掲載が可能な区を選んで弁護士による電話相談を実施する旨の広告を区報に掲載し、電話相談を希望する市民を募り、当会の事務局が電話で相談の申込を受け付けます。申込をした相談者に指導担当弁護士が電話で連絡を取り電話相談の日時を決め、その日時に指導担当弁護士の事務所で、若手会員が同席した状態でスピーカーフォンを利用して相談者に電話をかけ、電話で相談を受けます。

(3) OJT 法律相談の申込方法

OJT 法律相談は、当会のスマートフォンアプリ「べんたら」を通じて開催概要を告知し、担当者を募集しています。申込は、「べんたら」の応募申込フォームからできます。関心をお持ちの方は「べんたら」をダウンロードして情報を取得してください。

2 即時・早期独立会員向けのチューター制度

(1) チューター制度の対象者

当会は、即時独立・早期独立をする会員を支援する目的で、以下の対象者に、弁護士業務上のアドバイスを行うチューターを選定し、業務で悩んだことを相談できるチューター制度を用意しています。

（対象者）

司法修習終了後3年を経過しない会員のうち

- ① 即時独立弁護士（既存の法律事務所に所属せずに独立開業している会員）
- ② 早期独立弁護士（既存の法律事務所に所属し、かつ、1年以内に独立開業した会員）
- ③ 事務所内独立採算弁護士（既存の事務所に所属し、かつ、独立採算で業務を行っている会員）
- ④ 当会に入会申込をし、かつ、即時独立弁護士又は事務所内独立採算弁護士となることを予定している司法修習生
- ⑤ ①から④に準じる方

(2) チューター制度の勧め

チューター制度の申込がなされると、若手会員総合支援センターが対象者に該当するかを判断し、同センターの委員が面談して申込者の要望を聞いた上で、適任と思われるチューターを選任します。

利用期間は原則1年間で、事件処理に関する一般的な助言や事務所経営に関する質問に対する回答などのサポートを行います。悩みを相談できる先輩会員がいることは、疑問や不安の解消に役立ちますので、利用をお勧めします。



第5回 報道と人権 SNSと人権

人権擁護委員会副委員長 大西 啓文 (60 期)

1 SNS 上の誹謗中傷問題

2020年5月、プロレスラーの木村花氏が亡くなった。同氏はテレビの番組内での自身の振る舞いについて SNS 上での激しい誹謗中傷を受けていた。

社会的な注目を集めたこの事件を契機に、2021年4月、インターネット上で誹謗中傷の投稿をした者を迅速に特定するための新たな裁判手続の創設、発信者情報の開示対象拡大を柱とするプロバイダ責任制限法の改正が行われた（改正の経緯等については、本誌2021年7・8月合併号特集を参照されたい*1）。

また、2021年9月には、SNS 上での誹謗中傷を念頭に、侮辱罪の法定刑を重罰化（懲役刑の導入）する内容の改正が、法制審議会に諮問された。

スマートフォンの普及と SNS の登場に伴い、多くの人が時と場所を選ばず手のひらの上から他人の人格権を侵害する情報を発信し、またそのような情報を閲覧する時代となった。上記の法律改正の動きは、SNS 時代において膨張する表現行為のネガティブな現実の下、表現の自由と人格権との調整を目指す立法上の取り組みである。

2 報道機関と SNS

SNS の発達を意識した取り組みは報道機関にも不可欠である。犯罪報道において実名が報道されると、当該記事は SNS 上を駆け巡り、瞬く間に当該人物が特定され、虚実混交の情報が付加されながら拡散し、辛辣な誹謗中傷に晒される。犯罪報道における実名、匿名の問題は、人権と報道に関する議論の中で古くから存在する論点であるが、SNS 時代の現実を踏まえ

た新たな議論を要する今日的な問題でもある。

2017年10月に発生した座間事件の被害者に関する実名報道（神奈川県座間市のアパートから9名の遺体が見つかった事件で、被害者の遺族の多くは被害者の実名や顔写真の報道をしないよう要請していたが、報道機関は実名報道を行った）に対し大会が2017年12月13日に発出した会長声明では、「ひとたび実名や写真がネット上に流れるや取り返しのつかない事態となりうることに照らせば、被害者の実名報道には殊のほか慎重な検討が求められる」として、SNS 時代の現実を意識した指摘を行っている。

3 報道機関に求められる自律的な取り組み

被疑者、被告人に関する報道にも SNS 時代の現実を意識した検討が必要である。報道時点では違法性のない逮捕報道、判決報道であっても、一定の時間の経過により、被疑者、被告人だった者が新たに形成した平穏な生活を脅かすものとして違法となる可能性がある。一定の時間の経過を経て報道機関が自社のアーカイブから当該記事を削除したとしても、Twitter などの検索機能を有する SNS であれば、当該記事を巡る過去の発信を容易に閲覧することが可能であり、問題の根本的な解決とはならない。

AP 通信は2021年6月、軽微な犯罪に関しては匿名報道とする方針を発表した*2。同通信社は、軽微な犯罪の嫌疑で実名が報道されてしまった人のその後の人生への影響を考慮したと説明している。実名報道を重視する報道機関として踏み込んだ対応といえ、SNS 時代における報道と人権を巡る問題に関する報道機関の自律的な取り組みの一例として注目される。

* 1 : https://www.toben.or.jp/message/libra/pdf/2021_0708/p02-15_ippan.pdf

* 2 : <https://apnews.com/article/crime-technology-df0a7cd66590d9cb29ed1526ec03b58f>



事件記録等保存規程第9条第2項に基づく特別保存に関する検討ワーキングチーム 連載

民事訴訟記録を永久保存に！

第1回 秋田県警国賠訴訟

2 項特別保存検討 WT 座長 清水 勉 (40 期)

重要な歴史的事実は判決書のなかだけにあるのではない。訴訟当事者の主張、書証、証人尋問調書などのなかにもある。連載では、東京地裁などが事件記録等保存規程（昭和39年最高裁規程第8号）9条2項に基づいて永久保存に指定または「内定」（保存期限未到来）している事件記録を紹介する。初回は、私が原告代理人を務めた、秋田地裁が「内定」（主要日報紙のうち2紙以上に終局に関する記事が掲載された事件）した国賠訴訟記録を紹介する。

事案

2010年11月4日午前4時過ぎ、秋田市内の自宅で弁護士が侵入してきたかつて扱った離婚事件の相手方（60代男性）に、剪定鋏の片刃で正面から左胸部を2度深く刺されて死亡した。凶行は妻の110番通報で駆けつけた2人の警察官の目の前で起こった。秋田県でこの年初初めての殺人事件だった。台所に避難していて廊下で起こった凶行の瞬間を見ていなかった妻は、直前に廊下で2人の警察官が夫の両手首を掴んで磔のような姿勢をとらせている場面を目撃した。侵入者の凶器の刃先が夫に向いていたのも見えた。侵入者を誤認している（？）警察官への「俺じゃない、あっちだ」という夫の訴え、妻の「あっち、あっち」という声に警察官はすぐに手を離してくれると信じて妻が台所に戻ったあと、夫は刺された。警察官は一体何をしていたのか、夫は本当に助けられなかったのか。県警は口を濁して教えない。地元メディアは事件を大きく報じ、県警は県議会で説明を求められたが曖昧。刑事裁判の法廷に立った2人の警察官は「刺された場面を見ていない」と証言。刑事裁判の判決では弁護士が刺された状況は具体的に認定されなかった。

夫の死はやむを得なかったのか。2013年10月、

妻は真相解明を求めて、秋田県（秋田県警）と侵入者を被告とする損害賠償請求訴訟を秋田地裁（平成25年（ワ）第249号）に起こした。

結論を異にした民事判決

2017年10月16日の地裁判決では侵入者との関係だけで勝訴。県との関係では、「殺人事件が少ない秋田県では警察官が適切に対応できなかったのは仕方がない」、警察官の滞在時間がわずかに「2分25秒」の事案では適切な対応は無理だったと完敗。秋田県の警察官には無理という理由には呆れた。「2分25秒」は被害者保護の時間として短過ぎたのか。

2019年2月13日の仙台高裁秋田支部判決は、被告県が主張する事実を前提にしても、「2分25秒」間に警察官の落ち度は数々あったとして、原告の逆転勝訴。同年12月19日、最高裁は上告棄却・上告受理申立不受理とした。

判決書からは読み取れない事件の真相

地裁、高裁の民事判決でも弁護士が刺された状況は具体的に認定されなかった。が、実際には提出された刑事事件記録（警察官の実況見分調書・証人尋問調書、死体鑑定書、鑑定医の証言調書など）を踏まえた2人の警察官の証人尋問、妻の本人質問（目撃事実を初めて法廷で話すことができた）、侵入者の本人質問（妻の目撃事実と類似）、鑑定意見書（弁護士の衣類の破損状況と身体の創傷の位置のズレの比較）、拳銃鑑定書（弁護士の血痕の付着状況）などから、真相は明らかになった。それは、弁護士や妻の「あっちだ！」という声が無視され、2人の警察官に両側から両手首を掴まれ、身動きできない状態にされているときに身体の正面から左胸部を2度刺されたという事実だった。

東弁今昔物語 ～150周年を目指して～

第2回 古代日本から明治維新まで…

司法改革総合センター委員・東京弁護士会歴史研究会座長 田中 みどり (47期)

明治維新以前も、訴訟制度のようなものは存在していましたが、本人出頭が強制され、今でいう代理人や弁護人の存在は認められていませんでした。代言人制度が始まっても、官尊民卑の風潮のもと、その法的・社会的地位は大変低いものでした。その後、弁護士制度となり、大きな戦争を経て、戦後日本という時間の流れの中で、我々は、いかに弁護士自治制度を獲得していったのでしょうか。まず、日本における裁判史を概観してみましょう。

1 古代日本では、「盟神探湯（くかたち、くがたち）」。

中世ヨーロッパでも行われていた神明裁判の一種で、紛争の際に、神に潔白などを誓わせた後、釜で沸かした熱湯の中に手を入れさせ、正しい者は火傷せず、罪のある者は大火傷を負うとされる審判法です。古墳時代においては地震や日食・月食などの気象現象は「罪を犯した人に対する神の怒り」として恐れられており、「盟神探湯」により有罪・無罪の判断をしていたようです。



盟神探湯

2 奈良時代に中国から律令制度がもたらされ、鎌倉時代には武家の法典「御成敗式目」により、為政者の裁量から法に則った「裁定」へ変化しました。しかし、江戸時代までは、司法と行政は一体不可分で、行政機関が行政の一事業としての裁判を担当していました。

3 江戸時代の裁判制度は、おおむね吟味筋（刑事訴訟）と公事出入筋（民事訴訟）にわかれていました。奉行が一番高い位置にある座敷に座り、当事者は砂利の上に敷かれた筵の上に座らされるお白洲のシーンは、



弁護士会館前 大岡越前屋敷跡

時代劇でもよく目にしますが、最も有名な町奉行の一人である大岡越前守忠相の屋敷跡に、現・弁護士会館があります。

4 江戸末期になると、報酬を目的とする職業訴訟専門家的存在として「公事師（くじし）」が活躍するようになりました。江戸幕府の訴訟の事物管轄や手続きが複雑な上に、文書の書式も難解だったため、その手続きをサポートする必要性により生まれてきた職業でした。

公事師は、当事者の権利や利益の実現に大きく貢献し、明治期に代言人制度を経て日本における弁護士制度の源流となったとされていますが、訴訟代理を認めない幕府は厳しく取り締まりをし、社会的評価も高くはなかったようです。

「馬喰町人の喧嘩で蔵を建て」

「地獄の沙汰も金次第」

という古川柳からわかるように、当事者の紛争を教唆したり、役人に贈賄したり、紛争を長引かせたりして当事者の負担を増やし、自分の利益を優先したりする公事師も少なくなかったようです。

5 明治時代に入ると、大政奉還により接收された旧幕府領（兵庫・長崎・大津・横浜・函館・笠松・新潟）に裁判所を設置し、従前の奉行所も裁判所に改組しましたが、まだ、江戸時代の制度を承継したにすぎませんでした。

この頃の刑事法は、自白中心主義が続き、刑事弁護人の介入する余地は全くなかったのですが、民事法は、明治2年公布の太政官達「府藩県交渉訴訟准判規程」で、本人出頭を原則としつつも、本人が病気等の場合には、「親族その他の代人」を認め、代訟禁止原則に変化の兆しが出てきました。そして、明治5年の江藤新平司法卿の登場によって、近代的司法制度に向けた改革が本格的に始まることになります。



新型コロナウイルスのもとで Part2 ～こんな工夫・取り組みをしてきました(会務編)～

〈vol.4〉

WITH コロナの法教育活動

会員 櫻庭 知宏 (64期)

「当たり前」が姿形を変えてしまったコロナ禍、私たち法教育委員会も、活動の在り方の見直しを求められております。

本年度副委員長を拝命し、まず担当したのが「夏休みジュニア・ロースクール」のオンライン開催でした。例年、弁護士会館にて、多くの児童・生徒さんに模擬裁判等を体験していただくという重大企画。これをWeb上に場所を移してどう違和感なく、かつトラブルなく催すのか、手探り状態のスタートでした。

情勢を考慮し、運営チームによる訴訟シナリオの改訂作業や本番を想定したリハーサルなど、準備作業にはZoomやLINEグループ等を活用しました。リアルな会合が必要な場合には、最小限の人数で、距離と遮蔽を確保して実施しました。

委員会にとってほぼ全てが前例のない試みであり、開催当日まで、何か致命的な見落としはないか、という不安で胃の痛い日々が続きました。それでも本番は、ベテラン委員の巧みな司会進行、若手委員の献身的なサポートが光り、おかげで参加者の児童・生徒さんも皆、すぐに初対面の緊張感がほぐれ、刑事事件の複雑な争点について熱い議論を交わしていました。結

果的に、大きな支障なくプログラムを終えられ、運営サイドとしては安堵感でいっぱいです。

また今回、70期代の若手委員が積極的に準備・運営に参加してくださったのが非常に嬉しく、特に、1年目の研修員の自由闊達な発想は大いに参考になりました。

我が家でも最近、二人の子（中学生と小学生）が各々背中合わせでTeams授業を受けている姿を見ますが、自治体によるタブレット配布も相まって、今後も様々な学校教育がオンライン第一で進められると推測します。本企画で築いたWITHコロナの礎をもとに、より質の高いオンライン法教育の機会を提供するため、引き続き試行錯誤を重ねてゆきたいと思います。



こちらから読んでね

キラキラした場所



憲法判例ができるまで ～判決文に書かれない弁護士の努力と工夫～

第2回 ジェンダー平等な職場を 芝信用金庫男女差別是正裁判で課長職になった女性たち

会員 今野 久子 (30 期)

はじめに

2002年10月24日、最高裁において、芝信用金庫で働く女性13名*1が金庫を被告として、違法な昇格・賃金差別の是正を求めて訴えた事件で、和解が成立した。地裁、高裁*2ともに、女性差別事件ではじめて課長職という昇格した地位を認め、最高裁では高裁判決をうわまわる内容の和解成立により、原告たちは実際に課長職になり（和解時まで定年退職した6名は退職時に課長職に昇格したものとして）、差額賃金、慰謝料、弁護士費用等が支払われた。

この裁判は、中高の社会科の教科書に「憲法14条の平等権について考える」事例としてとりあげられ、ある教科書では、まだ様々な点で男女の間に差があるが、「行動を起こすことで現実を変えることができることを、この裁判の例は示している」と紹介している。ジェンダーによる差別のない職場を実現するために昇格試験不合格という関門を突破した経緯にしばり、たどってみる。筆者は弁護団の一員であった。*3

1 男女同一の入職試験なのに・・

金庫の就業規則3条には、職員らは性別等を理由として差別的取扱いを受けることはないと明記されており、金庫に入職するための試験も男女同一である。職能資格制度がとられているが、賃金体系では、中卒4年目と高卒1年目、高卒5年目と大卒

1年目が同じ資格に位置付けられ（本稿では単に「同期」という）、スタート時点は男女同じである。7等級の資格を定め、職位は一定の資格保有者から任命される（例・係長は主事資格者から昇進）。昇格すれば給与が上がるが、昇進は給与に影響しない。課長職試験は主事資格になっていれば受験可能で、女性は係長に昇進しないまま、受験していた。金庫の業務は、事務、融資、営業に大別されるが、入職すると男性は2年でほぼ業務全体を経験するが、女性は大半が窓口や事務であった。組合員全体で、記憶や少ない資料をもとに同期の昇格昇進時期を特定するという根気の要る作業の結果、男性は入職後13～16年でほぼ全員が係長に昇進し、係長昇進後4～5年で課長職に昇格し、他方、女性は主事資格までは昇格するが、それより上の係長昇進、課長職昇格とは無縁であることが解明できた。原告団長X1でいえば、同期の課長職男性と年間180万円以上の賃金格差が生じていた。

2 昇格試験に合格していない原告を 課長職に

予想していたとおり、金庫は女性だからといって差別していない、課長職に昇格していないのは、昇格試験（人事考課50%、学科試験30%、論文20%）に不合格であるからだと反論し、書証として原告の学科試験の答案を提出してきた。点数は低かったが、弁護団は、女性たちの「自分とたいして変わらないと思われる男性も、必ず試験に合格して課長職になる、

*1：金庫には二つの労働組合があった。原告13名は少数組合の女性組合員全員で、1987年に東京地裁に提訴した。

*2：東京地判平8.11.27（労判704号21頁）。東京高判平12.12.22（労判796号5頁）。

*3：弁護団は、13名の会員・他会弁護士から構成された。中心であった坂本修、坂本福子（会員）は故人となられた。本件に関する論評は多数ある。弁護団のまとめとしては、米倉勉、橋本佳子、坂本福子、筆者（いずれも会員）の「芝信用金庫の女性に対する昇格・賃金差別裁判闘争をめぐって」労旬1549号16頁以下が詳しい。

おかしい。」という意見を重視し、ひるまなかった。

原告側は、①人事考課は5段階評価でSないしAを続けて取らなければ絶対合格しないが、男性は昇格前高評価が続く、②女性原告は恣意的な低い評定で、人事考課の評定だけでも合格は絶対不可能である、③係長に昇進していない職員は一人も課長職に昇格していない、④論文試験の題目も、学科試験の設問も、係長にも昇進せず、担当業務も事務中心の女性には不利である、そして決定的な事実として、⑤試験制度が導入される前も後も、男性が一定の勤続年数になると課長職に昇格するという実態に変化はないことを、主張し立証できた。「見える化」した表やグラフの書証、的を射る証人尋問は、有力であったと思う。女性は、人事考課だけでも絶対合格しないのに、論文・学科試験を受けさせられていたのである。不公正は明らかになった。

3 課長職になる能力はあるのか？

裁判が長引いていた地裁で、弁護団は、原告全員の尋問を、主尋問1期日（1人15分）、反対尋問1期日で終えるという大胆な申請をし、採用された。仕事への取り組みが中心になった。

原告の供述は、法廷を圧倒した。

高校3年間皆勤で卒業生総代であった原告X1は、4人の子がいたが、1人の子どもを小児がんで失った。1年半、夫婦が交替で看病しながら家庭もまもり、働き続け、顧客からも信頼されていた。X2は「私は仕事が好きですし、早く仕事を覚えて、覚えたら

もっと効率よくできないかということを自分で考え、工夫してきて、私はもっと金庫のために自分の能力を生かせるような職種に就きたいと思うし、昇格したって私はバリバリやっていけると思います。自信があります。」と証言した。凝縮した尋問の中で、原告1人ひとりの意欲と能力は十分浮き彫りになった。働き続けてきた原告たちの姿勢、生き方そのものが立派な証拠であった。個人の尊厳が守られる職場でこそ、人は能力を発揮できるのである。

4 人格を有する男女を能力に応じて 処遇面で平等に扱う使用者の義務

昇格試験について、二審判決は、かなり困難な試験であるのに最終的には男性職員のほぼ全員が昇格している事態は「極めて特異な現象」であり、男性について「年功序列的な人事運用から完全に脱却することができないまま、人事面、特に人事考課において優遇したものと推認せざるを得ない」と判示し、女性に同様の措置を取らなかったことを差別と認定した。判決が課長職への昇格した地位を認めた法律論*4は、詳しく述べる紙数はないが、雇用契約の本質から、「使用者は労働契約において、人格を有する男女を能力に応じた処遇面において平等に扱うことの義務をも負担している」として、本件で根本的な格差是正措置として課長職の資格を認めた意義は大きい。均等法は、いまだに同法違反の差別からの救済措置について規定していない。法改正を含め、弁護士の取り組みを強めたい。

* 4：昇格した地位の確認を求める法的根拠について、多くの学者・研究者のご意見、ご助言をいただいた。東京高裁に提出した西谷敏大阪市立大学教授（当時）の意見書は、実定法に基づく救済法理を解明し、判決の理由に組み込まれている。詳しくは、同教授「賃金・昇格差別の救済法理」季労193号106頁以下を参照されたい。

近時の労働判例

～労働法制特別委員会若手会員から～

第100回 東京高判令和元年12月24日

(社会福祉法人恩賜財団母子愛育会事件／労働判例1235号40頁)

管理職手当がその支給対象を労基法上の管理監督者に限定しているとして、労基法上の管理監督者に該当しない労働者に支払われた管理職手当につき、不当利得返還請求が認められるとされた事例

労働法制特別委員会研修員 高橋 和磨 (73 期)



第1 事案の概要

原告は、被告財団との間で雇用契約を締結し、平成17年4月1日に被告財団に入職した医師であり、入職後現在まで、被告財団の運営するA病院新生児科において勤務している。原告は、平成26年4月以降、A病院新生児科の医長に就任した。原告には、A病院の給与規則及び管理職手当支給細則に基づいて、平成26年4月から平成29年2月までの間、合計157万5000円（4万5000円×35か月）の管理職手当（以下、第1及び第3において「本件管理職手当」という）が支給されていた。本件は、原告が、自身が労基法上の管理監督者に該当しないことを前提として被告財団に対し未払賃金等の支払を求めたのに対し、被告財団が、原告は労基法上の管理監督者に該当すると誤解して原告に対して支払った本件管理職手当相当額の不当利得返還請求を行った事案である。

なお、原審及び控訴審において、原告の医長就任後も、原告が労基法上の管理監督者に該当しないことに関して、当事者間に争いはない。また、本件では実労働時間、不徴収税額の給与からの控除の可否並びに付加金の有無及び金額等が争われているが、本稿では割愛する。

第2 原審及び本判決の判断

(※括弧〔 〕内は本稿作成者挿入)

…被告財団では、…本件給与規則が定められており、本件給与規則の規定の委任に基づいて管理職手当について管理職手当支給細則が定められている。このような規定相互の関係からすれば、より上位の規定の趣旨等に基づいて下位の規定の意味内容を解

釈するのが原則であるところ、本件給与規則29条1項が「管理又は監督の地位にある職員に対し管理職手当を支給する。」と規定し、労基法41条2号の「監督若しくは管理の地位にある者」と類似した表現を用いていることからすれば、両規定は同一の内容を規定したものと理解するのが相当であって、管理職手当の支給対象者は労基法41条2号の管理監督者であると理解するのが相当である。そして、この観点から管理職手当支給細則の規定を検討すると、2条は、労基法上の管理監督者であって別表の職務にある者に対して対応する額の管理職手当を支給する旨を規定したものと理解することができ…る。…そうすると、被告財団の規定上、管理職手当は、労基法上の管理監督者に該当する者に対して支払われるものと認められる。この点について、1審原告は、…[管理職手当の支給対象には明らかに労基法上の管理監督者ではない者も含まれるため、その支給対象は労基法上の管理監督者に限られない旨主張するが、]…上記のとおり、管理職手当支給細則を上位の規定である本件給与規則の趣旨に合致するように解釈すれば、管理職手当支給細則別表に管理職手当の支給対象者として記載された『医長』は、労基法上の管理監督者である『医長』を意味するものと解することができ、このような解釈に何ら不自然な点はなく、1審原告の上記主張は採用することができない。

原告は、被告財団が労働基準監督署からの平成28年の是正勧告後も原告に対して管理職手当を支給していたことから、管理職手当は労基法上の管理監督者に該当するか否かとは無関係に支払われていた旨主張する。しかし、上記認定事実によれば、原告と被告財団は、上記是正勧告当時、原告の割増賃金の支払に関する交渉を行っていたのであるから、被告財団において、話し合いによる円満解決を目指し

て、その支障となる可能性のある管理職手当の支給打ち切りを留保するとの判断を行うこともあり得るのであって（現に被告財団は、本件訴訟においてそのように主張している。）、原告が主張する点は、管理職手当の受給資格についての判断を左右する事情とは認められない。…

原告は、管理職手当が少なくとも医長に関して労基法上の労働時間規制を潜脱する不法な目的のものである旨主張する。しかし、1審被告は、労基法上の管理監督者に対して管理職手当を支給しているのであるし、労基法上の管理監督者に該当しない1審原告に対しては、割増賃金が支払われるべきものであるから、この点に関する原告の主張は採用できない。…

上記認定事実によって認められる本件の経緯に加え、…一件記録から認められる全事情を考慮しても、被告財団が原告に対して管理職手当の返還を請求することが権利濫用に該当するものとは評価できない。

以上によれば、原告には管理職手当の受給権限はないから、原告は、過去に支払われた管理職手当について、被告財団に対して、不当利得として返還すべき義務を負う。…

第3 検討

本判決は、本件管理職手当について、その規定から原告は支給対象ではなかった（原告に受給権限はなかった）として被告財団の不当利得返還請求を認めている。かかる判断のように、特定の手当がその支給対象を労基法上の管理監督者に限定していると解される場合に当該手当相当額の不当利得返還請求が認められるのであれば、今後労働紛争における使用

者側の一主張となり得ると考える。なお、その「支給対象が労基法上の管理監督者である場合」とされるためには、給与規則等にどの程度具体的な記載等が必要であるかについて、今後の裁判例の蓄積が待たれる。

他方で、上記のような使用者側からの不当利得返還請求が広く認められるようになった場合、労働者による未払残業代等の請求を抑制してしまうおそれがある。すなわち、自身が労基法上の管理監督者ではないことを理由として未払残業代等の請求を行った場合、使用者による予備的反訴等により、その支給対象を労基法上の管理監督者に限定する手当に関する不当利得返還請求がなされ得ることを考え、未払残業代等の請求を躊躇してしまうおそれがある。今後、労働者は、自身が未払残業代等として請求できる額と使用者から不当利得として返還請求される額を検討した上で、未払残業代等の請求を行うか否かを判断する必要性が生じ、また、その検討にあたっては、賃金請求権と不当利得返還請求権の時効制度の差異も考慮する必要があると思われる。

そして、本判決は不当利得返還請求が認められるか否かを、本件管理職手当の支給対象であるか否か（労基法上の管理監督者にあたるか否か）という観点から判断している。他方で、役職手当（特定の役職を有する者に対して支払われるものをいう）の実質的な対価となるのは、「役職を有すること」それ自体ではなく、当該労働者が従事する職務及び職責にあるとも考え得る。かかる前提に立つのであれば、本件のような場合において、使用者に労基法上の管理監督者該当性に関する誤解こそあったものの、当該労働者の職務及び職責の対価として本件管理職手当を支払っていたと考える余地がないかについて、議論の余地が存すると思われる。

わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

39期(1985/昭和60年)

司法修習生時代の思い出

会員 菅野 庄一 (39 期)

昭和59年度の司法試験に、34歳で合格し、39期の司法修習生となりました。

前・後期の研修を行う湯島（当時）の司法研修所では、10クラスの中の1組が僕のクラスでした。

勉強した内容はあんまり覚えていません。民裁の教官から一度だけ起案を褒められたことがありますが、民弁の教官からは「簡にして要を得ていない」と評され、なかなか上手いことを言うと感心したものです。刑裁では、二回試験もそうでしたが、何故か無罪起案になってしまうので、教官から「センスを疑う」と評されました。

16ヶ月間の実務修習は、生まれ故郷の秋田地裁に配属されました。

配属された修習生は全部で4人でした。裁判所も検察庁も弁護士会も、みんな小ぶりなので、一緒に行く行事も多く、「法曹一元」を実感できました。懇親会の席で某先生が、刑事裁判官に、なんで保釈を出さないんだよ！と酔った勢いで食って掛かっているシーンなどもあったりして、こういうのって結構悪くないと思いました。

実務修習は、検察から始まりましたが、取り調べの要領がさっぱり分かりません。前期で真面目に勉強するべきでした（汗）。証人の検面調書作成は、慣れたら30分もかからずにまとめることが出来る筈なのに、翌日も出頭していただく羽目になりました。いまだに申し訳ないことをしたと思っています。一日の修習の後、庁舎内で一杯やるが多かったのですが、その最中に日航機の御巣鷹山墜落事故のニュースが飛び込んできたことを記憶しています。殺人犯の逮捕劇もあったりして、何かと思い出深い放課後でした。

裁判修習の時、夏の十和田湖畔で、函館や仙台など北国の裁判所の合同研修が行われました。仙台から参加したタカハシさんと意気投合して、昼休み時間を利用して、外輪山の一つに駆け足登山したこともあり

ました。彼は、裁判官になりましたが、東京高裁時代に一度事件を担当していただいたことがありました。二十数年ぶりの再会でしたが、妥当な解決を導くために精力的に当事者と折衝された姿に接し、立派な裁判官になられたんだと、感慨深かったです。

弁護修習では指導担当の廣嶋清則先生に公私共にとてもよく面倒を見ていただき、結婚式の仲人までお願いしてしまいました。一緒に欧州にスキー旅行するなど（奥様が一級の腕前でした）、弁護士になった今もお付き合いさせていただいております。

弁護修習中、法律事務所見学という伝統(?)行事もありました。秋田市内の法律事務所を訪ねてお話を伺った後で、秋田市一番の繁華街「川反」などでご馳走になるのですが、さまざまな弁護士のスタイルを垣間見ることが出来たのは有意義でした。

そのようにして過ごした2年間の修習は、今思い出すとても恵まれた時間だったと思います。

恩返しを兼ねて、旧試験時代から10年以上にわたって司法修習生の指導担当をさせていただきましたが、彼らの修習時代が良い思い出となってくれることを願っております。



秋田は自然が豊かなところで、週末など近くの山歩きを楽しんだ。この写真は、5月の森吉山で、手前に一緒に写っているのはヨコヤマ君。後に青森県弁護士会の会長を務めた。

インハウスになってみて

会員 皆川 芳

1 日々の業務について

私はインハウス（企業内弁護士）として、金融機関の法務部に勤務している。私の勤務する法務部のメンバーのうち3分の1は有資格者（弁護士資格）である。法務部内では専門的な法律相談については有資格者が担当するといった棲み分けはある程度なされており、私の所属するチームも全員が有資格者である。もっとも、法務部の仕事は、基本的に資格が無くては出来ないものではなく、これまで積み重ねてきた知識や経験の方が重要である。我が法務部には、通常の総合職として入行して、これまでの他部署・支店での経験を法務部での業務に活かしたり、金融法務にとっても明るい方が多くいらっしゃる。私は、資格の有無を問わず様々な法務部の方々に助けられながら日々の業務を行っている。

私の業務は、新規事業の立ち上げや支店等の業務改善に伴う、法的問題点の確認といった法律相談が多い。扱う法律は、民法、会社法、民事訴訟法といった司法試験科目に始まり、個人情報保護法、銀行法、金融商品取引法、宅建業法、特商法、所得税法等々、幅広い。加えて、法律相談を取り扱うには、金融用語、金融サービスや支店における窓口業務について理解が必要なことも多い。そのため、新しいことを勉強しなくてはならない日々である。修習中にとある弁護士から「弁護士は生涯勉強しなくてはならない」と言われたが、インハウスも同じようである。

また、相談事項への回答の多くは書面で作成される。回答に当たっては、専門的な表現を使いすぎてもダメで、相談してきた部署の方々が理解できるよう

分かりやすく表現する必要もある。ロースクール、司法試験、司法修習で分かりづらい答案を量産し続けてきた私は、この分かりやすい表現を追求することに今でもとても苦勞している。

2 法務に求められていることについて

入行した時、上司からあることを教えてもらった。「法務部の役割は、案件の実施が法的に可能であるかどうかイエスカノーが答えるだけではなく、仮に現状の答えがノーである場合には、法的な課題を克服できるような具体的なソリューションを提案することである」と。法務部の役割にソリューションの提案が含まれていると考えたことも無かった私にとって、この言葉はけっこう印象深かった。

法律相談の業務をしていると、相談をしてきた事業部や支店の方々が案件への想いを熱く語ってくださることはよくある。そして、その案件に法的リスクが伴う場合に、法務部内の周囲の方々に助けられながらもなんとか法的リスクを克服できる対応策を検討・提示できた時、相談してきた方々の「本当に助かります」「どうやったら前に進められるか検討してください」「ありがとうございます」という言葉にやりがいを感じるとともに、先ほど述べた上司の言葉の意味をかみしめた（もちろん相談事項によっては、どうしても案件の実施が法的に困難であると伝えなくてはならないときもある）。

私はまだまだ未熟者であるが、我が法務部には、他部署から厚く頼りにされている方々が資格の有無を問わずたくさんいらっしゃる。自分もいつかそんな存在になれるよう、努力していきたい。

『JUSTICE 中国人戦後補償裁判の記録』

中国人戦争被害賠償請求事件弁護団 編 高文研 2,750 円 (税込)

中国人戦争被害者と日中の弁護士が
ともに求めた「正義」とは

会員 桑原 育朗 (39 期)



弁護団で取り組んだ訴訟事件を取り扱う書で、メインタイトルが英語とは斬新だ。そこには編著者たちのさまざまな想いと事件をより若い人たちに受け止めて欲しいとの願いがある。「JUSTICE」と聞いてまず思い浮かぶのは「正義」である。そして「公正」。主張などの正当性や妥当性、司法や裁判それ自体も JUSTICE という。編著者が単純に日本語の「正義」を選択しなかった理由だ。

本書では、平頂山事件、南京虐殺、無差別爆撃、731 部隊事件、遺棄毒ガス・砲弾被害事件、中国人「慰安婦」訴訟、強制連行・強制労働事件など、幾多の中国人の戦争被害事件が取り上げられる。

それぞれ簡単な事件の紹介に続いて、被害者の法廷証言と訴訟の経緯が綴られる。被害者証言は、速記録から読みやすくまとめているが、無残にも家族や集落の人々の命を奪われ、あるいは自らの人間としての尊厳を踏みにじられ人生を破壊された被害者たちの訴えは、痛切という言葉では言い尽くせない厳しいものだ。

彼らが求めたものは、日本政府が事実を正面から認め心から謝罪し、それに相応しい証しとしての償いを行うこと、事実を社会の記憶に留めてこれらの蛮行を二度と再び行わない誓約を得ることだった。そしてこの正義が法廷で実現されること

を切望した。

被害者たちを支えた日中の弁護士たちの活動も注目に値する。これらの訴訟に参加した日本の弁護士は 500 人を超える。先行する数多くの戦後補償訴訟に学びながらも、当事者を現地に訪ねて話を聞き、不法行為の現場を訪ね、歴史の真実を法廷に引き出した。研究者などの協力も得て、国家無答責、消滅時効、請求権放棄など国側が繰り出してくるあらゆる抗弁に正面から向き合った。訴訟を支えた市民たちの活動にも頭が下がる。

訴訟では最終的には原告らの請求が認められることはなかったが、日本政府、日本軍および企業の行った蛮行と、これによる被害の実相は十二分に記録に残された。さらに、これらの記録は順次書籍にまとめられ公刊される予定であると聞く。戦時中の残虐な行為が覆い隠されたりねじ曲げられて、日本の戦争責任が不問に付されようとするなかで心強い動きだ。

しかし何よりも読者を励ますのは、被害者やその遺族と日本の弁護士や支援する市民との間の強い信頼関係だ。戦争被害の実態を日本社会に伝え、その補償と尊厳の回復を粘り強く訴えていく共同の作業の中で培われた信頼は揺るぎがない。

一人でも多くの次代を担う人たちにぜひ読んで頂きたい 1 冊だ。



コロナ禍の出産、育児の体験談

会員 玉扶持 博 (66期)

1 はじめに

昨年の4月に娘が生まれ3人家族になり、今、娘は1歳4か月である。この機会に、コロナ禍での出産（出産したのはもちろん妻であるが）についてと、ここまでの育児の体験談の中で、特に印象が強かった授乳（ミルク）についてお伝えしようと思う。

2 出産

娘の誕生日は2020年4月25日である。ちょうど初の新型コロナウイルス感染症拡大防止のための緊急事態宣言下であったため、出産時の立会も、出産後の面会も一切不可という極めて異例なケースの当事者になってしまった。娘との初対面は、産院を退院して自宅に向かう時のことである。出産から既に5日も経ってしまっていた！

3 新生児期のミルクとその後

よく先輩のパパ、ママから、「子どもが生まれると生活が激変するよ」と言われていたのだが、このことは育児1日目から痛感する（そして、日に日に実感が増していく）。まだまだ育児が始まって1年半足らずではあるが、ある意味一番生活が激変したのが新生児期であった。新生児期は、昼夜問わず3時間ごとに母乳あるいはミルクを飲むのが一般的だが、この3時間というのがくせ者である。我が家はミルク主体だったので、3時間おきにミルクをあげることになる。実際にミルクをあげる前は、「3時間おきなら、ミルクをあげたら3時間くらい休めるじゃん。余裕」と私は（妻も）思っていたのだが、実際にはそんなわけがなかった。ミルクの準備で10分少々、ミルクをあげて飲みきるのに10ないし20分。これだけで30分程度はかかるが、その後も寝かしつけという重要なミッションが待っている。娘は、今でもそうだが、寝かしつけについてはやや手のかかる

子である。新生児期も、なかなか寝付かず30分～1時間、下手をすると次のミルクの時間まで寝ないこともある。哺乳瓶の洗浄もあるので最低2時間程度は要し、次のターンとの間はせいぜい1時間程度しかあかない。ほとんど24時間営業のコンビニ状態である。

結局、我が家は夜から朝にかけて睡眠時間をずらし、私が21時から3時くらいまでを担当し、妻がその後の時間を担当する交代制を採って乗り切った。

新生児期が終わっても、乳児期になるとできることがどんどん増えていき、対応に困ることが増えていく。文字通りなんでも口にするようになるし、娘用の衣装ケースの中身を毎日の業務のごとく全て外に出すなど枚挙に暇がないが、紙面の都合上割愛する。

ここまで大変な思いをした感想に終始したが、私の方を見て笑いかけてくれる時、公園などで楽しく遊んでいるときなど、それ以上に娘と過ごす時間は楽しく、嬉しいことがたくさんある



（ただ、少なくとも、育児をした疲れが吹き飛ぶことはない。あれは嘘だと思う。また頑張ろうという気持ちになれるというくらいで、疲れは蓄積されていくのが本当のところだと思う。それくらい育児は大変だ）。

今後も大変なことは続くと思うが（というかこれを執筆している前後もベッド上で運動会を始める娘の寝かしつけをしたばかりだ）、それ以上に楽しい思い、嬉しい思いをすることであろう。ありがとう娘、ありがとう妻。